

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認	スポーツ振興室	1頁
正 誤	平成20年3月31日付け号外	人材政策室	2頁

お 知 ら せ

平成20年8月1日付け三重県公報第2006号に、三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認が、次のように掲載されました。

三重県告示第464号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金を次のとおり承認しました。

平成20年8月1日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 指定管理者
財団法人三重県体育協会
理事長 田中敏夫
- 2 施設の名称及び利用料金の額
スポーツガーデンの体育館
施設（会議室を除く。）
個人利用の場合

区 分			金額（円）
トレーニングルーム	児童生徒等	1か月券	1,200
	その他の者	1か月券	2,600

- 3 利用料金の承認年月日
平成20年7月24日
- 4 利用料金の適用年月日
平成20年8月1日

正 誤

平成20年 3月31日付け三重県教育公報 号 外 に掲載しました、三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任
規程の一部を改正する訓令中

ページ 行
2 3から5まで

誤

		2 学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号）第25条及び第26 条の規定による届出の処理									
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

正

		2 学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号）第25条及び第26 条の規定による届出の処理									
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 8から37まで

誤

13	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の施行に関する事務（公立学校教職員に係るものを除く。）	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認									
		2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認									
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し									
		4 法第6条の規定による臨時的任用の承認									
		5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認									
		6 法第11条第2項の規定による育児短時間勤務の期間延長の承認									
		7 法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し									
		8 法第19条第1項の規定による部分休業の承認									
		9 職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年三重県人事委員会規則12 11）第5条第1項の規定による届出に関する事務									

正

13	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の施行に関する事務（公立学校教職員に係るものを除く。）	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認																	
		2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認																	
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し																	
		4 法第6条の規定による臨時的任用の承認																	
		5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認																	
		6 法第11条第2項の規定による育児短時間勤務の期間延長の承認																	
		7 法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し																	
		8 法第19条第1項の規定による部分休業の承認																	
		9 職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年三重県人事委員会規則12-11）第5条第1項の規定による届出に関する事務																	

2 下から13から17まで

誤

		5 履歴事項等の証明																
		(1) 県立学校教職員に係るもの																
		(2) 小中学校教職員に係るもの																

正

		5 履歴事項等の証明																
		(1) 県立学校教職員に係るもの																
		(2) 小中学校教職員に係るもの																

2 下から1から11まで

3

4

1から5まで

誤

22	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の施行に関する事務	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認																		
		(1) 県立学校教職員に係るもの																		
		(2) 小中学校教職員に係るもの																		
		2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認																		
		(1) 県立学校教職員に係るもの																		
		(2) 小中学校教職員に係るもの																		
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し																		
		(1) 県立学校教職員に係るもの																		
		(2) 小中学校教職員に係るもの																		
		4 法第6条の規定による臨時的任用の承認																		
		(1) 県立学校教職員に係るもの																		
		(2) 小中学校教職員に係るもの																		
		5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認																		
		(1) 県立学校教職員に係るもの																		
		(2) 小中学校教職員に係るもの																		
		6 法第11条第2項の規定による育児短時間勤務の期間の延長																		
		(1) 県立学校教職員に係るもの																		
		(2) 小中学校教職員に係るもの																		
		7 法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し																		
(1) 県立学校教職員に係るもの																				

	(2) 小中学校教職員に係るもの																			
	8 県立学校教職員にかかる法第19条の規定による部分休業の承認																			
	9 職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年三重県人事委員会規則12-11）第5条第1項の規定による届出に関する事務																			
	(1) 県立学校教職員に係るもの																			
	(2) 小中学校教職員に係るもの																			

正

22	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の施行に関する事務	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認																				
		(1) 県立学校教職員に係るもの																				
		(2) 小中学校教職員に係るもの																				
		2 法第3条第3項の規定による育児休業の期間延長の承認																				
		(1) 県立学校教職員に係るもの																				
		(2) 小中学校教職員に係るもの																				
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し																				
		(1) 県立学校教職員に係るもの																				
		(2) 小中学校教職員に係るもの																				
		4 法第6条の規定による臨時的任用の承認																				
		(1) 県立学校教職員に係るもの																				
		(2) 小中学校教職員に係るもの																				
		5 法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認																				
		(1) 県立学校教職員に係るもの																				

	(2) 小中学校教職員に係るもの																		
	6 法第11条第2項の規定による育児短時間勤務の期間の延長																		
	(1) 県立学校教職員に係るもの																		
	(2) 小中学校教職員に係るもの																		
	7 法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し																		
	(1) 県立学校教職員に係るもの																		
	(2) 小中学校教職員に係るもの																		
	8 県立学校教職員にかかる法第19条の規定による部分休業の承認																		
	9 職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年三重県人事委員会規則12-11）第5条第1項の規定による届出に関する事務																		
	(1) 県立学校教職員に係るもの																		
	(2) 小中学校教職員に係るもの																		

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
株式会社第一プリント社